

深阪小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人として絶対に許されない人権侵害行為です。だからこそ、学校として子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、学校全体で迅速に対応することが必要です。

また、このいじめ問題に関して、担任や教職員が一人で抱え込むのではなく、学校全体がひとつのチームとして組織的に対応していくことが重要です。組織的に対応するためにも日ごろから教職員で情報を共有する必要があります。さらに、長い時間を共に過ごす教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの学校でも、起こりえる」という認識のもと、きめ細やかな対応を行っていく必要があります。

「深阪小学校いじめ防止対策基本方針」は、学校全体で、このいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を示したものです。

「社会の中で生きる喜びを感じながら、よりよく生きる子」という学校教育目標の実現を目指し、積極的に且つ組織的にいじめ対策に取り組んでいきたいと考えています。

I いじめ防止基本方針

① いじめに対する基本認識

いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの解消について

謝罪の有無に関わらず、いじめの行為が少なくとも3か月間無く、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態において被害児童本人及び保護者に対して面談などにより確認し「いじめの解消」とする。

すべての子どもと大人が「いじめほどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査をおこない、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (3) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (6) いじめと認められる行為があった場合は、学級だけではなく学校全体の問題として組織的に対応する。

② 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、豊かな心の育成に努める。また、すべての教育活動の基盤に人権尊重の教育を位置づける。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 教師として子どもの思いをしっかりと聞く姿勢を持ち思いを受け止める。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実

を図る。

- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

③ 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(チェックリスト、日々の学級での気づきをメモする等)
- (3) 教職員間で情報を共有する。(いじめ情報の早急な報告、職員会議での定期的な報告、いじめ防止委員会等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

④ 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。(ききとりは複数の教員で行う)
- (3) 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、大阪府や堺市が設置しているサポートチームやSSW、スクールカウンセラーなどの外部の活用を図る。

⑤ネットいじめについて

メールやラインなど、携帯電話を使ったトラブルが急増している。「放課後の携帯電話でのトラブルに対応することは困難であるが、トラブルの原因が学校に起因している場合、学校でも聞き取りなどの調査を行う」ことを学校の基本姿勢とする。その上で、以下の点に留意する。

- (1) 学校に携帯電話を持ち込まないことを徹底する。保護者にもその意識を共有してもらうため、持ち込んだ場合は保護者に連絡する。本人には直接返さない。
- (2) 携帯電話会社が行っているネットトラブル防止の授業を活用する。
- (3) 保護者に携帯電話の取り扱いに関する注意喚起を行う。携帯電話を持たせるということは、それだけトラブルに巻き込まれる危険性が高く、携帯電話のトラブルは保護者にも責任があるということを明確にする。

Ⅱ いじめの予防に向けての取り組み

- ① 準備 → 児童への学校生活アンケート実施。(各学期に実施)

生活振り返りアンケート実施について

◎アンケートは記名式になっているので、アンケート実施後の指導については、十分な配慮を行った上で行う。

- ②教育 → 調査(アンケート)結果の分析と全職員での共有。
- ③行動 → 学級や学年の具体的な目標設定と人権学習の授業や人間関係づくり
- ④対処 → 分析結果をもとに、児童が主体的に取り組める活動の計画。
- ⑤評価 → 3学期に同じ調査(アンケート)を実施し、児童の変容と実態を見る。

- 特に配慮が必要な児童について

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により、被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童(被災児童)

Ⅲ いじめが起こったときの（疑いも含めて）対応

→ **迅速な対応が重要**

深版いじめ問題防止システムについて

1 児童の生活状況の把握について

※日常の生活状況について「学校生活アンケート」（毎学期・随時）

※児童の日常生活の様子の中で気がついたことを話し合う（職員夕礼）

※毎月生徒指導委員会を行い、児童の様子について共通理解を図る。（いじめ防止委員会）

2 いじめ問題等問題行動への対応

いじめ問題等問題行動の発生

- ・本人からの訴え
- ・保護者・家族・地域からの訴え
- ・教職員の気づき（机の様子、仕事分担、休み時間の様子など）
- ・学校生活アンケート（定期）

状況把握を行う（担任・養護教諭等）

校長・教頭へ状況把握を報告する

- ・状況を判断して今後の方向性を検討
- ・いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応を行う。

全職員への状況を説明し今後の動きを共通理解する

- ・保護者のへの連絡、状況報告を行う。

※ここまでを当日のうちに行う

問題解決に向けて活動する

- ・児童への指導
- ・保護者へ状況の変化と様子を連絡する（三日後、一週間等継続的に）
- ・状況分析を行い、解決に向けて新たな手立てを講じる
- ・継続的に児童の様子を観察する。

問題解決へと結びつける

③「いじめ対策委員会（研修会議）」を即日開く。

【構成】当該児童担任・校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭
当該学年担当・（必要に応じてPTA会長や関係機関職員など）

【内容】・事実確認と現状把握

・具体的な対応の検討

児童に対して（当該児童・関係児童・学級・学年）

保護者に対して（ 同上 ）

・対応の計画と役割分担

【記録】・事実関係や連絡帳・電話などの内容、対応、委員会の内容、事後、全て記録すること。

・記録者は、当該学年担任の中から1名が担当する。

・1つの事案に対して、同一の記録者が行う。

④全職員への周知と共通理解。

→必要に応じて、全校児童へ指導を行う。

※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。

○重大事態への対処について

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

IV 組織

いじめ対策委員会は、基本として管理職・教務・生徒指導主任・養護教諭・担任・SC・人権担当で構成する。

いじめ防止対策推進法での4つの視点

- ① 社会総がかりでいじめの防止
- ② 学校が今あるいじめ防止システムの再点検
(授業, 学校行事の改善)
- ③ ウチとソトに開く (地域との連携)
- ④ 重大事態への対処の公平性と中立性

重大事態の具体例 (児童が自殺を企図した場合, 身体に重大な障害を負った場合, 金品等に重大な被害を被った場合, 精神性の疾患を発症した場合等)